

## 答 申

### 第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった環境保全対策書について、開示請求の対象文書として特定し、開示決定を行ったことは、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

#### 1 開示請求

平成20年2月25日、実施機関に対し、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

(1) 平成9年〇月〇日付け富山県指令建第〇号で許可のあった開発行為（以下「本件開発行為」という。）に係る下記の資料一式

ア 富山県土地対策要綱（昭和49年富山県告示第1202号。以下「要綱」という。）第4条に基づく届出書及びすべての付属資料

イ 要綱第5条に基づく事前審査申出書及びすべての付属資料

ウ 上記ア及びイに関して、県が行った調査、審査及び裁決に係る一切の資料

エ 開発許可申請書及びその付属資料並びに県の許可決定に至るまでの調査、審査及び裁決に係る一切の資料

#### 2 開示決定等

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、次の公文書を特定した。

ア 平成8年〇月〇日付け開発行為変更届出書（以下「平成8年変更届出書」という。）、添付図面及び環境保全対策書

イ 平成7年〇月〇日付けで異議申立人から実施機関に提出された事前審査申出書

ウ 平成9年〇月〇日付けで起案された「富山県土地対策要綱第4条に基づく開発行為の変更に係る意見について」と題する決裁文書

エ 平成9年〇月〇日付け事務連絡「富山県土地対策要綱の開発行為の変更届の差し替えについて」と題する文書

オ 平成9年〇月〇日付けで起案された「審査基準適合通知書（変更）」と題する決裁文書

カ 平成9年〇月〇日付け水第〇号「審査基準適合通知書」の写し

キ 平成9年〇月〇日付けで富山県高岡土木事務所が受理した開発行為許可申請書及び添付図書

ク 都市計画法第29条の規定による開発許可決裁簿

ケ 第〇回富山県開発審査会答申

コ 都市計画法第29条の規定による許可申請に関する審査票

サ 「都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請について（進達）」と題する文書

- (2) 平成20年3月10日、実施機関は、本件開示請求に係る対象文書のうち、上記(1)のイに掲げる文書について、廃棄済みであることを理由に非開示決定処分を行った。
- (3) 実施機関は、上記(1)のア及びキに掲げる文書に異議申立人に係る情報が含まれているため、条例第15条第1項の規定により、異議申立人に対し、平成20年3月3日付けで上記(1)のキに掲げる文書及び同年3月10日付けで上記(1)のアに掲げる文書の開示について意見照会を行った。
- (4) 異議申立人は、実施機関に対し、平成20年3月10日付けで上記(1)のキに掲げる文書については、開示しても差し支えない旨回答するとともに、同年3月27日付けで上記(1)のアに掲げる文書のうち環境保全対策書(以下「本件文書」という。)については、開示に反対する旨回答した。
- (5) 平成20年4月9日、実施機関は、上記(1)のア及びウからサまでに掲げる文書のうち、特定の個人(公務員を除く。)を識別することができる氏名、印影等が記載された部分については条例第7条第2号に、法人等の印影、資金計画等が記載された部分については条例第7条第3号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行うとともに、条例第15条第3項の規定により、異議申立人に対し、本件文書を開示請求者に開示する旨通知した。
- (6) 平成20年4月21日、異議申立人は、本件処分について、実施機関が本件文書を平成8年変更届出書の付属書類であるとして、本件開示請求に係る対象公文書として特定し、開示決定したことを不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (7) 平成20年5月19日、実施機関は、行政不服審査法第48条で準用する同法第34条第2項の規定により、本件異議申立てに対する決定がなされるまで、本件文書の開示の実施を職権により停止し、その旨開示請求者及び異議申立人に通知した。
- (8) 平成20年5月22日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る対象文書から本件文書を除くよう求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

本件文書に記載された内容(開発行為に係る造成工事が平成8年4月着工と記載されている。)から、当該文書は遅くとも平成8年3月頃までに作成され、実施機関に提出されたことは明らかであり、平成8年変更届出書に添付されたものではない。

また、平成8年変更届出書と関係のない本件文書が同時に開示されることにより、開示請求者に

対し、これらの文書が一体であるかのように誤解を与えるおそれがあり、誤解に基づく紛争に巻き込まれるおそれがある。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び審査会での意見陳述において説明している本件対象文書の特定の理由等は、概ね別紙のとおりである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件異議申立ての内容について

本件異議申立ては、本件開示請求に対して本件文書を開示するとした実施機関の本件処分について、本件文書は対象文書に当たらないことから開示しないよう異議申立人が主張しているものであるが、実施機関はそれを否定しており、つまるところ両者の見解の相違は、請求内容に係る対象文書の特定にあるものと認められる。

そこで、本件文書が本件開示請求の対象文書であるか否か、さらに、対象文書である場合に本件文書が条例に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討する。

##### 2 本件開示請求の対象文書該当性について

異議申立人は、本件文書の記載内容から、本件文書は平成8年変更届出書の付属書類に当たらないことは明白であり、本件開示請求の対象文書から除くよう主張している。

これに対し、実施機関は、確かに本件文書は平成7年〇月〇日付け開発行為届出書（以下「平成7年届出書」という。）の添付資料として提出されたものであるが、届出者である異議申立人の了解のもと、平成8年変更届出書の付属資料として取り扱っていること、また、平成8年変更届出書と併せて保存されていることから、本件開示請求の対象文書として特定したことは妥当である旨主張している。

本件文書が平成8年変更届出書の付属資料として取り扱われたことについて異議申立人の了解があったかどうかは定かではないが、審査会が確認したところ、実施機関においては、当時、本件文書を平成8年変更届出書の付属資料として取り扱った上で、本件変更届出について必要な事務処理を行っていたことが認められた。

こうした事実関係に照らして、本件文書の対象文書としての該当性について検討したところ、実施機関が説明する本件文書の利用及び保管、保存の状況等に特段不自然、不合理な点は認められず、実施機関が、本件開示請求の対象文書として本件文書を特定したことは、妥当なものと認められる。

##### 3 本件文書を開示するとした本件処分の妥当性について

本件文書は、要綱に基づき、異議申立人から実施機関に提出された平成7年届出書に添付された文書である。

審査会において、本件文書の写しを確認したところ、当該写しに記載してある主な情報は、本件開発行為に係る開発の経緯及び理由、開発区域の現況、事業計画の概要、環境影響要因及び要素並びに環境保全対策（新幹線対策を含む。）である。

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示とすることを規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

異議申立人は、平成8年変更届出書と関係のない本件文書が同時に開示されることにより、開示請求者に対し、これらの文書が一体であるかのように誤解を与えるおそれがあり、誤解に基づく紛争に巻き込まれるおそれがあると主張している。

しかしながら、本件文書は、本件開発行為に関し、開発事業者が行う周辺の自然環境の保全や景観調和に必要な措置、飲料水等の水資源の確保など生活環境の保全に必要な措置等の環境保全対策について記載した文書であり、当該情報を公にすることにより、異議申立人の事業活動に対し、競争上若しくは事業運営上不利を与え、又は異議申立人の社会的信用、名誉、社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあるとは認められない。

仮に、本件文書を開示したことにより、その記載内容が、その後作成され、実施機関に提出された平成11年〇月〇日付けの開発行為変更届出書の付属資料である環境保全対策書の記載内容と相違することから、異議申立人が、開示請求者から誤解を受け紛争に巻き込まれたとしても、異議申立人は本件開発行為に係る開発事業者であるから、異議申立人が作成した環境保全対策書の内容等について説明し、その理解を得るよう努めるべきものである。それは、条例第7条第3号アで保護しようとしている法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するというとは別のものである。

したがって、本件文書は、条例第7条第3号アに規定する非開示情報に該当しないものと認められる。

#### 4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の開催経過

審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

## 別紙 実施機関が説明している本件対象文書の特定の理由等

### 1 環境保全対策書について

要綱は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、開発行為について必要な事項を定めることにより、自然環境及び適正かつ合理的な土地利用が図られることを目的に制定されたものである。

平成7年当時の要綱第4条では、一団の土地の面積が5ヘクタールを超える開発行為をしようとする場合には、開発事業者は開発行為届出書を知事に提出しなければならないと規定し、要綱第5条では、開発行為届出書の提出があったときには、知事は、自然及び生活環境の保全等との適合等を審査するものとしている。

当時の要綱には、環境保全対策書の提出について規定されていなかったが、県は、開発事業者に対し、必要に応じて開発行為（変更）届出書の提出時に、付属資料としてその提出を求めていた。

本件開発行為に関しても、自然及び生活環境の保全等との適合等を審査するため、異議申立人に環境保全対策書の提出をお願いし、平成7年届出書と併せて提出されたものである。

### 2 本件文書を本件開示請求の対象文書として特定した理由

本件開発行為に係る要綱に基づく手続については、異議申立人から平成7年届出書（添付図面を含む。）及び本件文書が提出され、知事は、その内容を審査し、届出内容が要綱に定める審査基準に適合する旨確認している。

その後、異議申立人は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請を行わないまま、開発行為の内容について見直しを行い、平成8年変更届出書を知事に提出しているが、その際には、変更後の開発行為に係る環境保全対策書は提出されていない。

これは、当初の届出と変更届出までの間に具体的な開発行為が行われていなかったこと及び当該開発行為の見直し内容が、土地利用計画のレイアウトの変更等であり、環境保全対策の見直しが必要となるものではなかったことから、届出者である異議申立人の了解のもと、新たな環境保全対策書の提出を求めることをせずに平成7年に提出された本件文書を平成8年変更届出書の付属書類とみなして、その届出内容の審査を行ったからである。

このことは、現存する当時の文書（関係各課に対する平成8年変更届出書の内容についての意見照会文書に係る決裁文書）に「環境保全対策書については、当初の開発行為届出書に添付の環境保全対策書のとおり」との記載があることから確認できる。

このような経緯から、本件文書は、平成8年変更届出書の付属書類として併せて保存されており、本件開示請求の対象文書として特定したものである。

### 3 本件文書を開示することとした理由

環境保全対策書は、当該開発行為に関し、開発事業者が行う周辺の自然環境の保全や景観調和に必要な措置、飲料水等の水資源の確保など生活環境の保全に必要な措置等の環境保全対策について記載

するものであり、当該情報が、情報公開条例第7条第3号に規定する非開示情報、すなわち、開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないと判断したことから、本件文書については、すべての記載事項を開示することとしたものである。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、平成8年変更届出書と関係のない本件文書が同時に開示されることにより、開示請求者がこれらの文書が一体であるかのごとき誤解するおそれがあり、誤解に基づき紛争に巻き込まれるおそれがあると主張している。

異議申立人の主張について確認したところ、本件開発行為について、異議申立人は平成11年4月7日付けで再度開発行為変更届出書を提出し、環境保全対策のうち、特に新幹線対策を大きく見直していることから、当初の環境保全対策書のみを閲覧した開示請求者が誤解することで、いたずらに紛争になるのではないかとのことであった。

しかしながら、開示請求者に対して開示を実施する際に、今回開示する環境保全対策書は、平成8年変更届出書に係るものであり、平成11年に再度、開発行為変更届出書が新たな環境保全対策書と併せて提出されていると説明することで、開示請求者が誤解し、いたずらに紛争を起こすという事態を避けることができると判断したものである。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成20年 5月22日	諮問書を受理
平成20年 8月13日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
平成20年 9月 2日	理由説明書を受理
平成20年 9月 5日	異議申立人に上記理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 9月 8日 (第59回審査会)	審議
平成20年 9月24日	異議申立人から意見書を受理
平成20年10月24日 (第60回審査会)	・実施機関職員から開示等に係る理由説明を聴取 ・審議
平成20年12月 3日 (第61回審査会)	審議
平成20年12月24日 (第62回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	